

令和元年第3回

# 瑞浪市議会定例会議案資料

令和元年5月27日



## 目 次

議第 3 6 号	瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 3 7 号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議第 3 8 号	瑞浪市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について……………	1 0
議第 3 9 号	瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	1 2
議第 4 0 号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
議第 4 1 号	瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について……	1 4
議第 4 2 号	財産の処分について……………	1 5
議第 4 3 号	令和元年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 号）……………	別紙
議第 4 4 号	令和元年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別紙

議第36号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の公布等により所要の改正を行う。

【改正内容】

[市民税関係]

・非課税措置の対象に単身児童扶養者を追加し、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書記載事項に当該扶養者を追加する所要の改正

[軽自動車税関係]

・種別割の減免について、精神障害者の本人運転を対象とする所要の改正  
 ・グリーン化特例について、重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課を新設し、令和4年度及び令和5年度分の軽課対象を電気自動車等に限った上で新設する所要の改正

・取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に限り、環境性能割の税率を1%減とする所要の改正

・種別割のグリーン化特例に該当するかの判断方法を規定する所要の改正

[全体]

・条項ずれ及び文言整理による所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、附則において施行期日の定める日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○瑞浪市税条例の一部改正（第1条）</p> <p>第1条～第37条（略）                      （市民税の申告）</p> <p>第37条の2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、<u>施行規則第5号の5様式</u>、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>5 第1項又は前項の場合において、前年において<u>支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p>6（略）</p> <p>7（略）</p> <p>8（略）</p> <p>第37条の3（略）                      （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p>	<p>第1条～第37条（略）                      （市民税の申告）</p> <p>第37条の2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には<u>3月15日までに施行規則第5号の5様式</u>、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>6（略）</p> <p>7（略）</p> <p>第37条の3（略）                      （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p>

<p>第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>	<p>第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p>
<p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>
<p>第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の<u>      </u>の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>	<p>第37条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者<u>      </u></p> <p><u>      </u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の<u>      </u>公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p>
<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、</p>	<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、</p>

前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第37条の4 市民税の納税義務者のうち第37条の2第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくして提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくして申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 (略)

第38条～第91条 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第91条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないも

前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第37条の4 市民税の納税義務者のうち第37条の2第1項若しくは第2項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくして提出しなかった場合又は同条第6項若しくは第7項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくして申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 (略)

第38条～第91条 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第91条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないも

のにおいて、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市から交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3～4 (略)

第92条～第152条 (略)

附 則

第1条～第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。))に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。))に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。))に行われたときに限り、第81条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。))の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。))に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを

のにおいて、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市から交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3～4 (略)

第92条～第152条 (略)

附 則

第1条～第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

附則第15条の4の規定により読み替えられた第82条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第15条の3～第15条の5（略）  
（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6（略）  
2（略）

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第82条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。  
（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第83条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自

第15条の3～第15条の5（略）  
（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6（略）  
2（略）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条 \_\_\_\_\_ に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第83条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）

自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
a	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)	3,800円	1,000円
b	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
a	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)	3,800円	1,900円
b	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
a	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)	3,800円	2,900円
b	5,000円	3,800円

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上

第16条の2 削除

<p>の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	
<p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第84条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第88条及び第89条の規定を除く。）を適用する。</p>	
<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	
<p>第16条の3～第22条 （略）</p>	<p>第16条の3～第22条 （略）</p>
<p>○瑞浪市税条例の一部改正（第2条）</p>	
<p>第1条～第23条 （略）</p>	<p>第1条～第23条 （略）</p>
<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p>	<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p>
<p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p>	<p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p>
<p>（1） （略）</p>	<p>（1） （略）</p>
<p>（2） 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>単身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p>	<p>（2） 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 _____（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>第25条～第152条 （略）</p>	<p>第25条～第152条 （略）</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第1条～第15条の6 （略）</p>	<p>第1条～第15条の6 （略）</p>
<p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p>	<p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p>
<p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の</p>	<p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の</p>

種別割に係る第83条の規定の適用については、  
当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中  
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右  
欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)

2～4 (略)

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げ  
る3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用の  
ものに対する第83条の規定の適用については、  
当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年  
3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた  
場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に  
限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令  
和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を  
受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種  
別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の  
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同  
表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課  
徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項  
から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上  
の軽自動車に該当するかどうかの判断をする  
ときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の  
2第1項に規定する国土交通大臣の認定等を  
いう。次項において同じ。)に基づき当該判断を  
するものとする。

2～3 (略)

第16条の3～第22条 (略)

種別割に係る第83条の規定の適用については、  
当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中  
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右  
欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)

2～4 (略)

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げ  
る3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用の  
ものに対する第83条の規定の適用については、  
当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年  
3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた  
場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に  
限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令  
和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を  
受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種  
別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の  
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同  
表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課  
徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項  
から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上  
の軽自動車に該当するかどうかの判断をする  
ときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の  
2第1項に規定する国土交通大臣の認定等を  
いう。次項において同じ。)に基づき当該判断を  
するものとする。

2～3 (略)

第16条の3～第22条 (略)

議第37号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、介護保険料率を見直す改正を行う。

【改正内容】

低所得者層の保険料の負担軽減措置を見直すための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （保険料率）	第1条（略） （保険料率）
第2条（略）	第2条（略）
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>22,910円</u> とする。	2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>27,490円</u> とする。
3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「45,810円」とあるのは、「38,180円」と読み替えるものとする。	
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「45,810円」とあるのは、「44,280円」と読み替えるものとする。	
第3条～第17条（略）	第3条～第17条（略）

議第38号 瑞浪市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）の公布により、消費税及び地方消費税に相当する割合を引き上げる。

【改正内容】

下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料並びに水道料金及び分担金に乗じる割合を100分の110とするための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和元年10月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<b>○瑞浪市下水道条例の一部改正（第1条）</b>	
第1条～第15条（略） （使用料の算定方法）	第1条～第15条（略） （使用料の算定方法）
第16条 1月分の使用料の額は、使用月において次の表に定める基本使用料と、使用者が排除した汚水の量により算定した従量使用料の合計額に、 <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	第16条 1月分の使用料の額は、使用月において次の表に定める基本使用料と、使用者が排除した汚水の量により算定した従量使用料の合計額に、 <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
使用料金表（1月当たり）（略） 2～5（略）	使用料金表（1月当たり）（略） 2～5（略）
第17条～第27条（略）	第17条～第27条（略）
<b>○瑞浪市農業集落排水処理施設条例の一部改正（第2条）</b>	
第1条～第4条（略） （排水設備の設置）	第1条～第4条（略） （排水設備の設置）
第5条 施設の供用が開始された場合においては、その施設の処理区域内に建築物を有する者は、 <u>第3条</u> の告示による供用開始の日から3年以内に、排水設備を設置するよう努めなければならない。	第5条 施設の供用が開始された場合においては、その施設の処理区域内に建築物を有する者は、 <u>第5条</u> の告示による供用開始の日から3年以内に、排水設備を設置するよう努めなければならない。
第6条～第11条（略） （使用料の算定方法）	第6条～第11条（略） （使用料の算定方法）
第12条 1月分の使用料の額は、使用月において次の表に定める基本使用料と、使用者が排除した汚水の量により算定した従量使用料の合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。	第12条 1月分の使用料の額は、使用月において次の表に定める基本使用料と、使用者が排除した汚水の量により算定した従量使用料の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
表（略） 2～5（略）	表（略） 2～5（略）
第13条～第16条（略）	第13条～第16条（略）
<b>○瑞浪市水道事業給水条例の一部改正（第3条）</b>	
第1条～第21条（略） （料金）	第1条～第21条（略） （料金）
第22条 料金は、1月の使用水量に応じ、基本料	第22条 料金は、1月の使用水量に応じ、基本料

金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、第17条第1号及び第2号の届出により使用者が水道を使用しなくなるとき（以下「休止等」という。）は、休止等の日の直前の検針を行った日から休止等の日までの使用水量により算定した従量料金を、休止等の日以後の最初の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）が属する月分に合算するものとする。

2～5 （略）

第23条～第26条 （略）

（分担金）

第27条 給水装置の新設又は改造（量水器の口径を増す場合に限る。以下同じ。）をしようとする者は、別表第3の左欄に掲げる量水器の口径の区分に応ずる同表の右欄に掲げる分担金の額に100分の110を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、給水装置を改造しようとする者が納付する分担金は、改造後の量水器の口径の区分に応ずる分担金の額から改造前の量水器の口径の区分に応ずる分担金の額を控除した額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 （略）

第28条～第37条 （略）

金と従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、第17条第1号及び第2号の届出により使用者が水道を使用しなくなるとき（以下「休止等」という。）は、休止等の日の直前の検針を行った日から休止等の日までの使用水量により算定した従量料金を、休止等の日以後の最初の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）が属する月分に合算するものとする。

2～5 （略）

第23条～第26条 （略）

（分担金）

第27条 給水装置の新設又は改造（量水器の口径を増す場合に限る。以下同じ。）をしようとする者は、別表第3の左欄に掲げる量水器の口径の区分に応ずる同表の右欄に掲げる分担金の額に100分の108を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、給水装置を改造しようとする者が納付する分担金は、改造後の量水器の口径の区分に応ずる分担金の額から改造前の量水器の口径の区分に応ずる分担金の額を控除した額に100分の108を乗じて得た額とする。

2 （略）

第28条～第37条 （略）

議第 3 9 号 瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に基づく瑞浪市公共下水道事業計画の変更により、下水道事業の経営の規模を改める。

【改正内容】

公共下水道事業の処理区域面積、処理人口及び 1 日最大処理量を変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新		旧	
本則（略）		本則（略）	
別表第 1（略）		別表第 1（略）	
別表第 2（第 3 条関係）		別表第 2（第 3 条関係）	
1 公共下水道事業		1 公共下水道事業	
処理区域	瑞浪市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第 4 条第 1 項の規定により定めた事業計画の区域	処理区域	瑞浪市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第 4 条第 1 項の規定により定めた事業計画の区域
処理区域面積	1,146ヘクタール	処理区域面積	1,089ヘクタール
処理人口	24,561人	処理人口	27,227人
1 日最大処理量	12,598立方メートル	1 日最大処理量	13,220立方メートル
2（略）		2（略）	

議第40号 瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）の施行に伴い、本条例を改正する。

【改正内容】

特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器の設置免除が可能である旨の規定を追加し、併せて用語の定義を見直すための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第29条の4 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>第29条の6～第51条 (略)</p>	<p>第1条～第29条の4 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第29条の6～第51条 (略)</p>

議第41号 瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

瑞浪市立中学校統合再編が終了したため、瑞浪市中学校統合準備委員会を廃止する。

【改正内容】

瑞浪市中学校統合準備委員会を削除するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新			旧		
本則 (略)			本則 (略)		
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
	瑞浪市いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確化するための調査		瑞浪市いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確化するための調査
			瑞浪市中学校統合準備委員会	瑞浪市立中学校の統合に関する事項についての調査及び審議	
附則 (瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)			附則 (瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)		
本則 (略)			本則 (略)		
別表 (第2条・第4条関係)			別表 (第2条・第4条関係)		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
専門委員	執務1日につき	5,000円	専門委員	執務1日につき	5,000円
(略)	執務1日につき	大学教授・准教授、弁護士、医師等高度な知識を有する学識経験者の委員	(略)	執務1日につき	大学教授・准教授、弁護士、医師等高度な知識を有する学識経験者の委員
市之瀬廣太記念美術館協議会委員			市之瀬廣太記念美術館協議会委員		
学校給食センター運営委員会委員		8,000円 その他の委員 5,000円	学校給食センター運営委員会委員		8,000円 その他の委員 5,000円
地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職にある者については、規則に定める。			地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職にある者については、規則に定める。		

議第42号 財産の処分について

概 要

処分の理由	閉校した釜戸中学校の用地及び施設を企業に売却し、本市における産業の振興及び雇用の増大を図るため
売却金額	土地 308,972,888円 建物及び従物 無償
処分する財産の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の所在、地目、地積 瑞浪市釜戸町字荻宿3361番3 外6筆 宅地 29,148.39㎡</li> <li>2 建物及び従物の所在、種類 瑞浪市釜戸町字荻宿3361番地3 校舎、体育館、太陽光発電設備等</li> </ol>
売却の相手方	愛知県豊田市本町中根98番地 司企業株式会社 代表取締役 庄司 只功
備考	<p>経緯</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 活用事業者の募集 平成30年7月2日から平成30年10月31日まで</li> <li>2 プロポーザル審査委員会において活用候補者を選定 平成30年11月26日</li> <li>3 市有財産売買仮契約の締結 平成31年4月25日</li> </ol>

